

## 第27回甲府地方裁判所委員会議事概要

- 1 日時 平成28年11月29日 午後2時45分から午後4時45分まで
- 2 場所 甲府地方裁判所大会議室
- 3 出席者

(地裁委員・五十音順)

岡本委員(委員長), 河原委員, 清水栄一委員, 清水健委員, 竹内委員, 寺田委員, 中島委員, 平嶋委員, 豊前委員, 丸山委員, 吉野委員

(甲府地方裁判所)

望月民事首席書記官, 福田刑事首席書記官, 岡下事務局長, 長谷川事務局次長, 山口地裁総務課長, 徳江総務課課長補佐(書記)

- 4 議事等

別紙議事概要に記載のとおり

- 5 次回委員会の期日

次回の地裁委員会は平成28年3月までに開催することを予定しており, 家裁委員会と合同で行うことを予定している。追って, 事務局からテーマ及び日程等について調整させていただく。

(別紙)

## 議 事 の 概 要

(発言者 ■：委員長，○：委員，□：説明者)

### 1 新任委員の挨拶

### 2 委員長の選任

岡本委員を委員長として選任した。

### 3 刑の一部執行猶予制度について

(1) 丸山委員から刑の一部執行猶予制度について説明

(2) 吉野委員から検察官から見た制度の運用イメージ等について説明

(3) 平嶋委員から弁護人から見た制度の運用イメージ等について説明

### 4 罪を犯した者に対する再犯防止及び改善更生に向けた取組等について

甲府保護観察所長崎統括保護観察官及び同奥田企画調整課長から説明

### 5 質疑応答・意見交換

○一部執行猶予でも保護観察が付かないこともあるのか。また、一部執行猶予となった人でも仮釈放となる場合があるとすると、実刑部分の仮釈放が先に来て、その後、執行猶予となると思うが、執行猶予の段階を見越して、仮釈放の段階で、保護観察における特別遵守事項や更生プログラム等を考えるのか。

□全部執行猶予については保護観察が付かないことが多い。この取扱いは、従来から同じである。しかし、薬物事犯については、社会内での処遇という観点から、保護観察を付けることが多い。一部執行猶予でも仮釈放があるかという点については、まだ事例の集積はないが、通常の仮釈放と考え方は同じであると思われる。ただ、現段階では、一部執行猶予になって仮釈放になった例はない。

○刑法を適用する場合は、一部執行猶予に保護観察を付けても付けなくてもよいこととなっている。現実には、実刑の一部を猶予するということになるので、社会内の処遇として再犯防止の実効性があることが要件となっていると考えられる。現状、実効性があるものとしては、保護観察を付した上で、保護観察所の薬物等のプログ

ラムを受けるのが典型的なものといえることから、それと同じ程度の実効性がある社会内処遇ができれば、保護観察に付さないということも考えられるとは思う。しかし、現状では、保護観察を付さなかった例は少ない。

○処遇のためのプログラムとしては、薬物のプログラム等があると伺ったが、詐欺等に対するプログラムなどはあるのか。

□詐欺等に対するプログラムというものはなく、暴力防止のプログラムや飲酒運転防止のためのプログラム等がある。認知行動療法という考え方が基本となっており、自分がどういう物事の捉え方をしているかという傾向を持っているかをプログラム実施者との対話を通じて、本人に気づいてもらうという方法を用いている。

○専門のプログラムがない罪に対しては一部執行猶予にはならないということか。

□保護観察所として把握しているのは薬物等のプログラムがあるものについて一部執行猶予がされているという認識である。

○窃盗等の場合、社会内で生活していけないことにより罪を犯してしまう場合が多いと思われる。この場合、一部執行猶予の問題というよりは、生活環境を整える方が再犯を防止するために効果があると考ええる。

○保護司という言葉は初めて聞いた。どのような経歴の人が行っているのか。

□経歴はさまざまである。教員やお坊さん等が多いが、非常に様々な経歴の人が保護司として活動してくれている。保護司の方はそれぞれバックグラウンドが違うので保護観察を受ける人との接し方が難しいと感じる方もいるようであるが、研修等も行っているようで、学べる機会は多く、必要な知識を身に付けられる。

○再犯防止の更生プログラムの実効性はどのように上げているのか、またその実効性はどのように測っているのか。

□定期的に保護観察所に来てもらい、薬物について話をする機会を継続し、振り返りを行うことで、再犯のリスクを下げるという方法により実効性を上げている。プログラムを受け続けてもらうことが重要である。観察所でのプログラムに関して実効性の程度を測る実証的な研究は承知していない。

○同じ更生プログラムを実施する場合でも、実施方法により結果に差が出ると思われるが、統計的な分析等は行っているか。

□現時点では、統計的な分析等までには至っていない。

○更生に関する民間の団体として、ダルクのような団体もあると思うが、民間施設の支援があることが一部執行猶予の期間の判断に影響を与えることがあるか、また知人や家族が支えることを申し出ている場合は考慮されるのか。民間の団体と保護観察所の連携や民間団体への支援等は行っているか等を伺いたい。

○弁護士等から民間施設の利用や知人・家族等の監督人の支えがあるという証拠が提出されれば、そのような事情も社会内での処遇に実効性を持たせる上で、本人を支える事情があると判断する材料となる。

○社会内での更生という点は、非常に重視している。今年の6月1日付けで甲府地検では、刑事政策推進班を置き、社会復帰支援に努めている。ただ、刑事事件では、まず行為責任というものがあり、行為に見合った責任を考慮しなければならないと考えている。行為者の行為責任が重いものは社会内で改善更生してもらうという判断は難しい。逆に、行為責任が比較的軽微なものは、民間の方と協力して社会内環境を調整することで、社会内での更生の道を積極的に探っていきたい。

○民間の団体も使えるとよいと思う。ただ、保護観察所の場合は、地元の人が地元の保護観察所に通うことが原則であるが、民間の施設の場合、地元以外の施設に通うことが原則となっていることがある。この辺りを合わせてもらえるとより利用しやすいのではないか。また、高齢者や障害者等のように生活について改善が必要な

ケースについて、弁護士会も高齢者・障害者委員会というネットワークで対応しており、地域生活支援センターが中心となり支援している。これらは今回のテーマと同じ方向を向いていると感じた。

■保護観察所から補足をお願いしたい。

□保護観察は、一定の住所を持って、住所地の保護観察所に通うのが原則ではあるが、保護観察所の許可を受ければ転居することもできるのでケースバイケースである。また、ダルクによっても取扱いは異なる。保護観察所は、ダルクとの連携等も行っているし、保健所等が行っているプログラムを利用することもある。厚生労働省からもガイドラインが出されており、保護観察所と地域のダルクや保健所や医療機関等との連携が大切となっている。今後も連携を進めていきたい。

○薬物乱用防止のための指導員のような方がいると聞いたことがあるが、身近にもっとそのような人がいると再犯防止に役立つと思う。

□厚生労働省の方で実施しているものであると思うが、専門的な能力を持った指導員等がいることも社会内処遇に有効だと思う。

○刑事施設の収容人数がひっ迫していたり、受刑者の高齢化が進んでいるというような報道を聞くことがあるが、山梨の現状はどうか。

○十数年前までは過剰収容となっている時期があったが、現時点ではそこまで過剰な状況にはない。しかし、高齢者は非常に多い。刑事施設に収容することが改善になっているのか、本当にそれが最善の方法なのかは検討が必要である。そのため、社会内で改善更生を行っていく道を模索しているところである。 以 上